

船舶インシデント調査報告書

平成31年1月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成30年9月16日 09時10分ごろ
発生場所	北海道函館市立待岬南南西方沖 渡島住吉港東防波堤灯台から真方位199° 5.1海里付近 （概位 北緯41° 40.4′ 東経140° 41.1′）
インシデントの概要	プレジャーボートHUNTER SHIPは、航行中、船外機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成30年9月26日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート HUNTER SHIP、5トン未満（長さ5.38m）
船舶番号、船舶所有者等	202-1319北海道、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風速 約1m/s、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過等	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、釣り場を移動する目的で立待岬南南西方沖を約2～3ノットの対地速力で航行中、船外機が異音を発して停止した。</p> <p>船長は、船外機のカウル（エンジンを覆うカバー）を取り外して点検したところ異常が見当たらなかったものの、船外機を始動することができず、運転を断念して118番通報を行った。</p> <p>本船は、来援した巡視艇にえい航された後、函館市函館漁港沖で待機していた僚船に引き継がれ、函館漁港に帰った。</p> <p>船長は、帰港後、船外機を開放して点検したところ、クランク軸が上端部でねじ切れて折損していることを認めた。</p> <p>船長は、約5年前に新造後約28年を経過した本船を購入し、船外機も新造後から交換せずに使用しており、本インシデント発生まで船外機の異常を認めていなかった。</p>
分析	<p>本船は、航行中、船外機のクランク軸が折損したことから、船外機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>船外機のクランク軸は、経年的にねじり応力等を受けて折損した可能性があると考えられる。</p>
原因	本インシデントは、本船が、航行中、船外機のクランク軸が折損したため、船外機の運転ができなくなったことにより発生したものと考

	えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 船外機のクランク軸等の主要部は、定期的に修理業者に点検を依頼するなどして異常の有無を確認することが望ましい。